様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月25日

群馬県知事　殿



提出者　〒379-0132
住　所　群馬県安中市高別当347-1

氏　名　関東建設工業株式会社
代表取締役　中島直樹
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　027-382-2711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関東建設工業株式会社
事業場の所在地	安中市高別当347-1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日

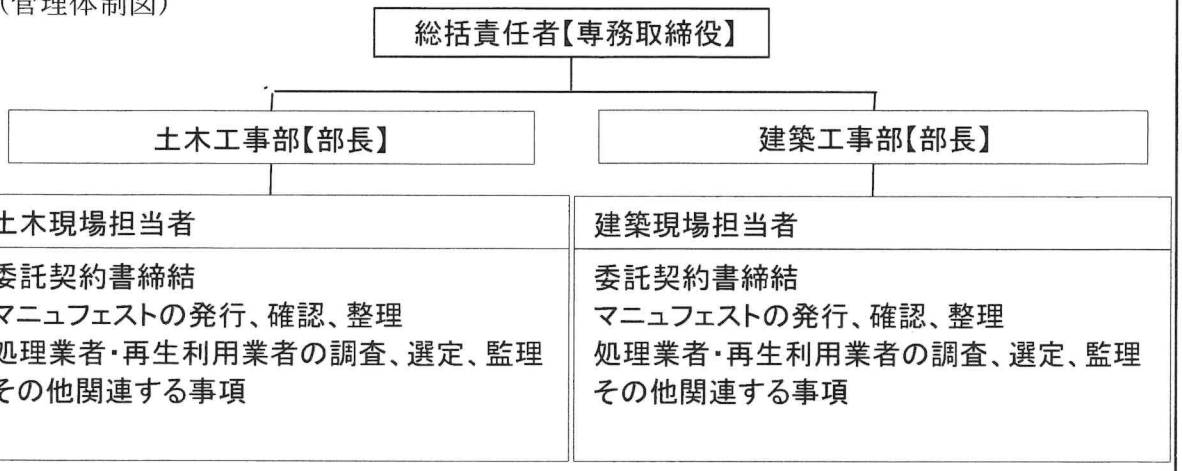
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：3,357,749千円（令和7年6月決算）
③従業員数	30人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（コンクリートがら）；破砕し再生砕石・再生路盤材 がれき類（アスファルトがら）：破砕し再生アスファルト合材 がれき類（石綿含有産業廃棄物）：安定型埋立 木くず：破砕し再生チップ等 廃プラスチック類：破砕し再生セメント材・再生路盤材等 金属くず：破砕・切断し再加工品 汚泥：混合処理等し、埋立 繊維くず：破砕し再生路盤材等 石膏ボード：破砕及び圧縮し再生石膏、再セメント材等 建設混合廃棄物：選別・破砕し、選別品目毎に再資源化　再生セメント材、再生路盤材等

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】　別紙のとおり

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	0.19　t	10.85　t

（これまでに実施した取組）
・再利用できる処理業者の選定。
・電子マニュフェスト利用促進。
・再生資源化や廃棄物の分別を行い搬出量を減らす。

②計画

【目標】　別紙のとおり

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	0.30　t	10.00　t

（今後実施する予定の取組）
・各作業所において廃棄物の減量の検討。
・電子マニュフェストの利用促進。
・現状通り、発生時の分別徹底を維持し、再資源化を前提とした業者選定・委託を行い廃棄物の抑制に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・全ての産業廃棄物を、種類別に丁寧に分類している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・発生現場にて速やかに分別する。
・協力業者への指導・協力により分別・分類を厳格に行う。
・全ての産業廃棄物を、種類別に丁寧に分類する。

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	――
50.65　t	0.50　t	695.83　t	――　t

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	――
50.00　t	0.50　t	650.00　t	――　t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—— t	t
	（これまでに実施した取組）該当ありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—— t	t
	（今後実施する予定の取組）該当ありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—— t	t
	（これまでに実施した取組）該当ありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—— t	t
	（今後実施する予定の取組）該当ありません。		

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	——	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—— t	t

（これまでに実施した取組）該当ありません。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	——	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—— t	t

（今後実施する予定の取組）該当ありません。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】　別紙のとおり

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	0.19 t	10.85 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.19 t	10.85 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）
・再生可能な産業廃棄物は、処理業者の設備等を考慮し、許可業者より選定し、書面にて契約を実施し、再資源化に努めている。
・再生を前提とした処理業者を剪定し、処理の委託を行っている。

t	t	t	t

t	t	t	t

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	――
50.65 t	0.50 t	695.83 t	―― t
t	t	t	t
50.65 t	0.50 t	695.83 t	―― t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

【目標】　別紙のとおり

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	0.30　t	10.00　t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.30　t	10.00　t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
・今後についても、再利用が出来る委託業者へ処理を依頼する。
・適正な収集運搬業者及び処理業者を選定する。
・電子マニフェストを積極的に利用する。

※事務処理欄

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	――
50.00 t	0.50 t	650.00 t	―― t
t	t	t	t
50.00 t	0.50 t	650.00 t	―― t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。